

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。

質問に入ります前に一言申し上げたいと思います。10月9日より別院中学校のスクールバスが運行されております。通行において安全面、また防犯面で問題がありまして、スクールバスについて要望しておりました。地元自治会、そしてPTA、学校より要望書も出していただき、今回実現に至ったかと思っております。地元の皆さんからも大変喜ばれております。ありがとうございました。

子どもたちは毎日元気に通学しているんですけども、これからますます寒くなってまいります。路面も凍結しまして、雪も降ってきますので、安全面ですごく心配なところでもありますので、バスの運行にはくれぐれも気をつけて、安全第一で無事故で運行していただきますことをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本年6月21日にいじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行されました。本法律では、いじめの定義を、いじめの対象にされた児童が心身の苦痛を感じているもの、インターネットを通じた攻撃も含むと規定しております。言うまでもなく大津市で2011年10月、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺した事件が契機となって制定されたものですが、この事件以降も、いじめに起因する凄惨な事件が後を絶ちません。いじめ防止対策推進法が形だけのものとならないよう、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、関係機関の協力や情報共有の仕組みづくりをより積極的に整えていくことが重要だと考えます。

1つ目、いじめ防止対策推進法では、自治体に地域いじめ防止基本方針を、学校には学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めています。本市の取り組みをお尋ねいたします。

◎教育長（竹岡敏） 教育長、お答えをいたします。

10月11日に国の基本方針が策定をされまして、その方針を参酌して、自治体や学校の基本方針を策定することとなっております。本市においても、実情に合った基本方針を策定すべく、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

◆（山本由美子議員） 今お答えいただきました実情に合ったものを策定していきたいということで、お答えをいただいたんですけども、本市のいじめの現状を踏まえて、どのようなものをこの基本方針に取り入れていきたいなというふうに思っておられるのか、もし何かありましたらお示しをいただきたいと思っております。

◎教育長（竹岡敏） 本市におきましては、小・中学校とも現在、全体としては安定しておりまして、各学校、生徒指導を中心にしていじめ防止に懸命に努めているところでございますので、中身としましては、いわゆる趣旨ですとか、あるいは発生した場合の対応ですとか、早期対応、早期防止に向けての取り組みですとか、あるいは発生した場合における対応する組織ですとか、そういったことを本市の状況とあわせて盛り込んだものになっていくだろうというように予測をしております。

◆（山本由美子議員） 次に、今回のこの法律では、関係機関との連携強化のために学校や児童相談所、警察などの担当者で構成するいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるというふうにされております。本市の現状と対応についてお聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 関係機関との連携につきましては、従来から例えば警察、あるいは家庭支援総合センター、いわゆる昔の児相ですけれども、そういったところとは常々綿密に連携を図ってきておりまして、連携体制はできているというふうに思っております。いじめ防止対策推進法で設置することができるかとされているいじめ問題対策連絡協議会につきましては、名称も含め、設置に向けて検討を行っているところでございます。

◆（山本由美子議員） よろしくお願ひいたします。

それでは次に、いじめの早期発見のために行っております現在のアンケートに加えて、学校生活や学級への満足度について記述してもらうことで、子どもの心理状態を平素から把握できるハイパーQ Uアンケートを導入してはとありますが、いかがでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 現在、京都府のいじめ防止にかかるアンケート調査を実施しております。既に今年度、1学期に1回目の調査を実施をいたしました。今後、2学期と3学期に1回ずつ調査を実施する予定をしております。そのアンケートをもとに、児童生徒の観察ですとか、あるいは個別指導を積極的に行いまして、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に向けて取り組みを充実をさせていきたいというふうに思っております。

ハイパーQ Uアンケートにつきましては、私も以前、現場におるときに活用したことがありますけれども、学校の様子を客観的にとらえる、その児童が学級の中でどのような位置にいるのかということ、学級経営の補助的な役割の意味合いを持って実施をしていくものでございまして、いじめの発見を主眼に置いたものではないというふうに理解をしております。

現在も市内の小学校では実施している学校も数校ございますけれども、実施にはお金がかかったりしている部分もありまして、少数にとどまっているというふうに思っております。本市で全市的に実施するという点については現在考えていないところでございます。

以上です。

◆（山本由美子議員） 豊島区のほうで実際に導入されてまして、教育委員会のほうに聞かせていただいたんですけれども、未然防止につながるということでお聞きいたしました。気になる子どもの早期発見にもつながって、予防対応ができる、そして子どもの行動に以前よりも意識して見るようになったということでお話がありました。そういうことで、子どもたちの一人ひとりの細かな指導に役立てていただければというふうに思いますので、また御検討をいただきたいなというふうに思います。

次に、いじめを防ぐためには命の尊さを伝え、そしていたわりの心を育てるための着実な教育実践が不可欠だと考えますが、道徳教育、体験教育などの充実や、いじめ解決に向けた児童生徒の自主的な取り組みについて、本市の現状をお聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 道徳教育や体験活動につきましては、学校ごとに児童生徒や学

校、地域の実態に応じて、学校独自の特色をだしながら実施をしているところでございます。そう言う取り組みの中で、人を思いやる心ですとか、あるいは共生、人権、福祉など、さまざまな側面の領域の視点を取り入れながら進めているというように思っております。

また、小・中学校の児童会や生徒会では、児童生徒が自主的にいじめをなくす取り組みを行っているという報告も聞いているところでございまして、今後、基本方針にも網羅されておりますので、より一層、道德教育や体験教育については力を入れていきたいというように思っております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。やっぱり子どもたちに心からいじめは絶対にいけないんだということをちゃんと意識をさせてあげるためにも、やっぱりこの子どもたちが主体となって取り組める、そういう取り組みをつくっていくことが大事かなというふうに思います。

福岡市のほうでことしの8月ですけれども、いじめのないまちづくりを目的に、いじめゼロサミットというのを開かれまして、そこでいじめゼロ宣言というのをやっておられます。やっぱり自分たちでいじめを受けたんだということを考えていく、そういう場を設けていくということも大事かなというふうに思いますので、これからも本市においてもそういう取り組みを進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、いじめの問題では誰にも悩みを打ち明けられず、学校や大人の側も把握できないまま、深刻な事態に進むケースが少なくありません。早期発見や心のケアなどに取り組むスクールカウンセラーが注目をされておりますが、本市のスクールカウンセラーの配置状況、相談件数、主な相談内容はどのようなものか、お尋ねいたします。

◎教育長（竹岡敏） 現在、8中学校と2小学校の計10校にスクールカウンセラーの配置をしております。学校規模によって配当時間に違いはありますが、大体週1日8時間を基本としております。昨年度の相談人数でございますが、1,340人でした。内訳は児童生徒が418人、保護者が226人、教師が651人、その他45人ということでございます。主な相談内容は、不登校の相談が最も多く、次いで性格や行動についての相談というように聞いております。

◆（山本由美子議員） もう相談件数も1,340件ということで、本当にスクールカウンセラーの業務というのは多岐にわたって、本当に重要性を増しているのかなというふうに感じているんですけども、今、全中学校に配置されて、小学校は2校ということでお聞きしたんですけども、今後増員する考えはないのか、お尋ねいたします。

◎教育長（竹岡敏） 中学校配置のスクールカウンセラーにつきましては、その校区の小学校の相談にも対応するという基本的にはそういう位置づけになっているところでございますけれども、今日、いろいろな相談事象がふえておりますので、私ども教育委員会としましても、府の教育委員会のほうに配置の増員について強力に要望をしていきたいと思っております。

◆（山本由美子議員） 週1回で8時間ということですので、なかなか相談を受けたくても受けられないという状況もあるんじゃないかなというふうに思いますので、またしっかりと府のほうに要望をして、増員を目指していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、この法律では教職員に対し、いじめ対策に関する研修を計画的に実施することが求められておりますが、本市の現状をお聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 教職員研修につきましては、法ができる以前から児童生徒の状況把握という視点の中で研修を実施をしてきております。各小・中学校のいわゆる教育課程に基づいて計画されました校内研修、そしてまた教育研究所が主催をしております研修講座、そしてまた京都府の総合教育センターで行っております研修講座などが主だったものだというふうに思っております。

◆（山本由美子議員） 今、研修を紹介していただいたんですけれども、その研修をぜひ生かしていただきたいなというふうに思います。やっぱり教師の方が日常生活、学校生活の中で小さな変化にも気づいてあげるといふか、そういう察知する目というのを養っていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、早期発見のために学校外においてもいじめに関する通報及び相談を受けるための体制の整備が必要だと考えますが、本市の取り組みをお尋ねいたします。

◎教育長（竹岡敏） いじめの防止には学校体制で取り組むということが基本になりますので、十分に認識をして取り組んでいきたいと思っておりますけれども、必ずしも学校の中でとか、あるいは教師の目の届くところで発生するとは限りません。いつ、どこでも起こり得る問題でありますし、どの学校でも起こり得る問題であります。小・中学校では保護者だけでなく、地域の関係機関や地域住民の方々にもいじめ問題を発信をして、防止に向けての協力を求めているところでございますし、各学校には相談の窓口も開設をしておるといふように思っております。積極的な学校の情報発信を充実させていけるように、通報はじめ協力いただけるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

◆（山本由美子議員） それでは、この地域の方が気づかれたときに通報する場所というのは学校以外にはないということでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 学校の中にも窓口を設けております。教育委員会にもいわゆるかめおかサポートコールというのを開設をして、相談を受けられる体制はひいているつもりでございます。

◆（山本由美子議員） そういうものがあるならば、また周知を徹底をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） かめおかサポートコールにつきましては、本市における子どもいじめ110番であるというふうにとらえておりまして、ホームページ等で広報もしておりますし、チラシも配布をして周知を呼びかけているところでございます。

◆（山本由美子議員） 状況を把握させていただきました。ありがとうございます。

それでは、高槻市ではいじめを絶対に許さない子どもを育てるために、今年度から市のホームページ上に小・中学生がいじめで悩んでいる友達を見たときに、それを教育委員会に通報できるようにしております。また、いじめで困っている子どもやその保護者が相談できる窓口も紹介しております。本市でもこのホームページ上に亀岡版の子どもいじめ110番を導入してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 先ほどもお答えをさせていただきましたように、亀岡におきましては、数年前からかめおかサポートコールを開設をしております。子どもたちも含めて保護者の皆さんの相談窓口として機能をしてきているところでございますの

で、このサポートコールが一応子どもいじめ110番であるというふうにとらえております。ほかにも警察の「ヤングテレフォン」ですとか、あるいは京都府総合教育センターが開設します「ふれあいすこやかテレフォン」ですとか、法務局の「京都いのちの電話」等も活用するように周知を図っているところでございます。

◆（山本由美子議員） すいません。サポートコールというのは電話でですか。メールとかではなくて。そこをちょっとお聞きしたいんですけれども。

◎教育長（竹岡敏） 基本的には電話相談でございます。

◆（山本由美子議員） こういう時代になりましたので、メールでも相談を受けれるような体制も整えていただきたいなというふうに思います。先ほど紹介しましたこの高槻であります「はにたんの子どもいじめ110番」ですけれども、これは簡易電子システムを使うと、経費を使わずにゼロ円で開設できるということでお聞きしております。できるだけ子どもたちに相談とか受ける窓口というのをたくさんつくっておくということも大事ななというふうに思いますので、また今後前向きにまた検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

今まで8点ですけれども、質問をさせていただきました。未然防止、そして早期発見、早期対応できるようにということで、質問させていただいたんですけれども、いじめは絶対にいじめた側が100%悪いと。いじめは悪ということをしかりと浸透させていくということが大事だなというふうに思いますし、子どもが楽しい、これからの未来を担っていく子どもたちが安心して楽しい学校生活を送れるようにということで、いじめの防止に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に2点目、レセプト・健康情報を活用した保健事業による健康寿命の延伸と医療費の適正化についてお伺いいたします。

高齢化の進展や医療の高度化によって、医療費は年々増加しており、国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営していくためには、医療費の適正化に対する取り組みを強化していく必要があります。

そこで、平成23年6月定例会において患者負担の軽減や国保財政の健全化に資するジェネリック医薬品の利用促進とレセプトの活用により、医療費の適正化に成功している呉市の事例を紹介し、先発医薬品からジェネリック医薬品にかえた場合の医療費の負担減額を明記して、国保加入者に知らせるジェネリック医薬品促進通知サービス、差額通知の導入について質問をいたしました。平成24年9月に本市として初めてジェネリック医薬品の差額通知を送付されておりますが、今日までの削減額と1人当たりの平均的な医療費の推移についてお尋ねいたします。

◎環境市民部担当部長（中川清） 山本議員の質問にお答えいたします。

平成24年度におきましては、9月を初めに3回、今年度におきましては2回の通知をいたしております。削減額につきましては、平成24年の10月から12月の3カ月間の診療分で効果を検証いたしましたところ、約236万2,000円の削減がされました。また、1人当たりの医療費、薬代に限ってでございますが、平成24年12月診療分を例にとりますと、平均で1,604円の医療費が削減されました。最高額で3万8,000円の削減の府がございました。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは、差額通知の対象者のうち、何割の方がジェネリック医薬品に切りかえられているのか、お伺いいたします。

◎環境市民部担当部長（中川清） 平成24年度3回通知しまして、あわせて2,400人を対象に通知を行いました。平成24年10月から12月の3カ月分の診療分で検証いたしましたところ、そのうち約3割の726の方が切りかえられておられました。

◆（山本由美子議員） 今、聞かせていただいたんですけれども、この利用差額通知の送付したことの結果を評価分析した上で、この医療費の適正化につながるというふうに考えたときには、平成24年で3回、平成25年で2回というふうにお聞きしたんですけれども、呉市の場合は毎月送付されてるんですけれども、それで効果を上げてるということですけど、効果があるという検証した結果になるかと思うんですけども、毎月送付するというのを考えておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

◎環境市民部担当部長（中川清） 差額通知に関しましては、レセプトデータの点検なり、国保連合会にその点検、この目的のための整理を委託し、なおかつ特別のシステムの中での通知をしております。費用等も発生いたします。また継続的に診察を受けておられる方も実際多うございますので、今現在のところではその年度年度ごとに診療月分、当初の診療、例えば5月分の診療月にあわせたものを検証し、9月に通知を行い、10月から12月で検証を行っていくというのが実情でございます。当分の間はこうした形で続けていきたいという考えでございます。

◆（山本由美子議員） そうしましたら、年に3回は送付していくということによるのでしょうか。

◎環境市民部担当部長（中川清） はい、そうでございます。

◆（山本由美子議員） 呉市では、レセプトを活用して、このジェネリック医薬品の利用促進だけではなくて、保健師や看護師による訪問指導によって、月15回以上受診している重複受信者とか、同じ病気で月3つ以上の医療機関で受診している頻回受診者、そういう方を抑制することにも効果を発揮しております。また、糖尿病性腎症が重症化して、人工透析を行うというふうに移行しますと、1人当たり年平均医療費が約600万円かかると言われてますので、治療費が高額になるこの糖尿病性腎症の重症化を予防する事業にも力を入れておられます。

次ですけれども、本市ではこの特定健診結果とレセプトを活用した保健事業に対してはどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

◎環境市民部担当部長（中川清） 平成23年度、24年度におきましては、特定健診結果及びレセプトデータから、40歳以上の糖尿病等患者で通院治療している方を抽出し、なおかつ医療機関の推薦もいただき、専門保健師による助言や指導等を行い、重症化予防事業を実施したところでございます。さらに糖尿病等の疑いがあり、生活習慣病による医療機関の受診を確認できなかった方を対象に、面談による訪問指導等も実施しております。

平成25年度におきましては、特定健診受診記録から3年以上の未受診者を対象に、過去の特定健診結果を同封し、受診を促す通知を行いました。また、糖尿病等の疑いがある方については、昨年度と同様に医療機関への受診勧奨も実施、今後していく予定でございます。

◆（山本由美子議員） 平成23年、24年は国の事業をとということで補助金をもらって重症化予防事業をされてたということなんですけれども、25年はそれがなくなったということで、23年、24年に対象となった方を多分フォローしていらっしゃるのかなというふうに思うんですけれども、この事業をしなかったら、今度新たにそういう人工透析に向かわれる方とか、そういう方をフォローすることはできないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎環境市民部担当部長（中川清） 先ほども答弁させていただきましたように、国民健康保険事業の中で特定健診等の事業は継続して当然、これは保険者として行っております。そのデータを活用して、議員の御指摘にありました糖尿病等の重症予防事業についても、先ほど答弁させていただいたように取り組んでいるところでございまして、今後もそのような取り組みは実施していくものと考えております。

◆（山本由美子議員） 特定健診を受けている方はフォローできるんですけれども、受けに来られてない方、レセプトじゃないと抽出できない方というのはやっぱりおられますので、そのあたりはこの事業を、補助金がもらえないからやめるといのはどうかというふうに思うので、そのあたりをちょっと聞かせていただいたんですけれども、何かありましたらよろしくお願いたします。

◎環境市民部担当部長（中川清） レセプトデータ等からの把握できる範囲の中で重症化予防等の事業には努めてまいりたいと思います。

◆（山本由美子議員） それでは次に、ことし6月に閣議決定されました日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれましたが、本市の見解をお伺いいたします。

◎環境市民部担当部長（中川清） 国民の健康の保持増進事業や介護予防事業などの効果的な推進を図るため、医療、介護、レセプトデータ及び特定健診データを突合しまして、分析されました統計情報や個人の健康に関するデータを保険者が閲覧利用できるデータベースシステムの運用が来年度、26年度から開始される予定でございまして、国保データベースシステムでは、生活習慣病の状況や健康課題を明らかにして、要介護状態区分と疾病との関係を把握することにより、予防対策の課題を抽出しまして、さらに健康の保持増進事業や介護予防事業を充実させることで、健康寿命の延伸を図り、また国保、介護保険の安定的な運営を促進してまいりたいと考えております。亀岡市国民健康保険におきましても、本システムの導入につきまして、既に帳票データ作成業務の委託契約を締結しております。このことによりまして、医療費の適正化や安定運営に資することとなると考えております。しかしながら、今後もとめられます健康の保持増進事業や介護予防事業には、それぞれの個人に対応したよりきめ細かい保健指導が重視されておりまして、保健指導のマンパワー、実施要因の確保が必要な課題となるかと考えておるところでございまして。

◆（山本由美子議員） どこの部分に医療費がかかっているのかということをしかりと分析して、そしてだれをフォローしていったらいいのかなという、医療費適正化になっていくのかということら辺も合わせて考えていただきたいなというふうに思います。国民健康保険会計のこの健全化もさることですけれども、やっぱり市民の方

が健康で長生きして、豊かな生活を送っていただくということが主眼になりますので、そのあたりも考えながら、今後進めていきますデータヘルス計画を前向きに進めて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に3点目、不育症の支援についてお伺いいたします。

平成23年12月定例会において、不育症の支援として、市民への周知、相談体制の確立、経済的支援について質問をいたしました。厚生労働省研究班では、2回以上の流産、死産、もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子どもが得られない場合を不育症と定義づけております。妊娠した女性の4割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症していると推計されております。不育症の原因は人それぞれですが、検査と治療によって85%以上の方が出産にたどりつくことがわかっています。つまり不育症を知り、適切に治療すれば、たくさんの命を守ることができるということになりますが、不妊症と違い、いまだ認知度が低いというのが現状であります。

先日、市民の方から、不妊治療助成金の申請についての相談を受けました。しかし、話を聞いてみると、妊娠をしないのではなくて、流産を繰り返して出産に至らないということでした。今回のように不育症のことを知らずに悩んでおられる方が本市にも少なくないことから、再度質問をさせていただきます。

不育症に関する情報提供や適切な周知活動をどのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 担当部長、お答えいたします。

不育症に悩む市民に向けて、亀岡市ホームページを通じて不育症に関する情報提供や相談窓口などの案内に努めております。

また、保健センター窓口や各医療機関などでも情報提供や相談窓口について案内をしているところでございます。

◆（山本由美子議員） 今回、2年前にこれ質問させていただきまして、1月15日にホームページのほうで不育症というのを周知していただきました。これから、「キラリ☆亀岡」でも周知していただいて、不育症の方、また家族の方、市民の方に知っていただくということが大事かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

不育症は流産や死産を繰り返すということで、精神的苦痛や不安ははかり知れないものがあるかと考えます。精神的なサポート、アドバイスを受けられる相談体制について、お尋ねをいたします。

また、妊産婦に接する機会の多い保育士、看護師の研修会の実施状況をお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 現在、不育症の相談については、その内容から、不育症に詳しい医療機関との連携が不可欠でありまして、京都府では府立医科大学附属病院で専門相談や妊娠、出産、不妊ホットコールなどの電話相談を開設をしております。

また、不育症に関連した研修会については、本市からも参加いたしまして、不育症に関する知識や対応の習得に努めております。

今後も、京都府等関係機関と連携しながら、不育症に悩む市民をサポートしていきたいと考えております。



◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは次に、不育症の治療に有効とされておりますへパリン在宅自己注射が平成24年1月から保険適用になり、不育症対策が一步前進しましたが、検査や治療の大半が自費診療になることから、経済的負担が大きいために自治体独自で助成金を始めるところがふえてきております。平成22年4月に岡山県真庭市が全国で初めて補助金制度を導入してから3年が経過しましたがけれども、平成25年9月14日現在で77の自治体が補助金を出しております。本市においても公的支援を実施すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 現在、国及び京都府の不育治療に対する補助制度はございません。本市といたしましても、大変厳しい財政状況の中、公的支援を実施するには財源の確保が大きな課題となりますので、今後、不育治療に対する国の財源措置等の動向を注視しながら、慎重に対応していきたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） 出産後の子育て支援はもちろんですけれども、不育症、また不妊症に対する、悩んでいる方への支援も少子化対策の一環となると思いますので、今後とも検討を重ねていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後に、亀岡市公立保育所再編整備計画についてお尋ねいたします。

先月11月15日に開催されました全員協議会において、亀岡市公立保育所再編整備計画に対して、市の取り組みについて説明がありました。説明の中では、再編整備の対象となっている保育所に関しては、計画案は策定しているが、その実施時期については明記せず、地元関係者に理解を得ながら柔軟に対応していくということでありました。

1つ目、昨年の決算委員会において、この東別院保育所を全議員で現地視察をいたしました。施設が土石流危険渓流に隣接していることも含め、保育環境の現状を確認し、再編整備にかかわらず危険を回避しなければならないという現状を把握いたしました。今回住民の方からは、土砂災害防止対策として土砂擁壁を導入して危険を回避して、今の現状のままで保育を存続してほしいという声がありましたが、本市の御見解をお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

昨今のゲリラ豪雨に代表されますように、異常気象による被害も各地で多発していますことから、日々の保育所の関係につきましても、子どもたちの安全、あるいは安心を考えると、避難訓練を行うなど、有事の際の速やかに避難ができるように努めているところでございます。

今、御質問がございました別院保育所の関係の建てかえということですが、場所的なものもございまして、決してふさわしいとは言えるものではございません。できるだけ速やかに新たな場所への移転をすることが望ましいと、こういうことで考えております。また、このことにつきましても地元関係者、保護者等との意見ももらいながら、協議を進めているというところでございます。

◆（山本由美子議員） 危険であるということは承知しているんですけれども、なかなかやっぱり専門家に見ていただいてだめだったということだったら納得できるけ

れども、そうでなくて市の言うことだけではちょっと理解できないというようなお声があったんです。でも、実際には今までの自然災害というものの、恐ろしさというものを皆さん実感しておられるかと思しますので、自然のこの破壊力の大きさとか、そういうものをしっかりと認識して、そしてより安全なところにとということで、また市のほうから丁寧な説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目、別院保育所に関しては、3歳児から5歳児は中部保育所に統合、0歳児から2歳児は他の施設で中部保育所の分園としていくというのが当初の計画でありましたが、柔軟に対応していくという市の取り組みの中で、現状の1歳から5歳児まで、全クラスを地元近郊において保育を継続するということについて、本市の考えをお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 今、御案内しましたように、当初の計画につきましては集団保育の観点から、3歳から5歳につきましては中部保育所で保育を行うと、このようなことで御説明をしておりました。しかしながら、地元の関係者、あるいは保護者との協議を進める中で、御意見としては、別院地内から山を越えてちょうど中部保育所まで行くということについては、児童の負担あるいは行くまでの交通面の懸念、また保護者の中からも、今の現施設については早期の移転をと、このようなさまざまな意見もいただいております。こうした観点から、集団保育の適正な確保ということから言えば、問題が先送りということになるかもしれませんが、まずは人命の危険を回避するということを考えますときには、一時避難的に現状のまま全面移転を行う選択肢もあるのかなど、このようなことも考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） そうしましたら、安全の面で全面施設の移転ということと、1歳児から5歳児まで、みんな地元で保育を継続できるということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

◎健康福祉部長（小川泉） 先ほど申し上げましたように、一定期間と言いますか、一時避難的ということにはなると思いますが、そういう考え方もあり得るということで、協議をしていきたいと、このように考えております。

◆（山本由美子議員） そのあたりがまたちょっと、保護者の方からどういうふうな理解をいただけるかどうかというのは、ちょっとまたしっかりと説明していただかないといけないなというふうに思うんですけれども、やっぱり市が単独で進めていくというのではなくて、自治会、そして保護者、そして先生方も、意見とそして要望を聞きながら、今後のあり方というのをしっかりと進めていただきたいと思います。避難的にとおっしゃいましたけれども、やっぱりこれからその施設、どこにするかということも考えていかなければいけないと思うんですけれども、そのことも含めて、皆さんの意見、要望をしっかりと聞いて、そして納得した上で進めていくということをここで一応確認をさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長（小川泉） もちろん大前提としましては、今申し上げるようなことも納得ということにはなりません、十分にこちらから御説明をして、一定の御理解をいただいたと、こういうところでないと私どものほうは進めていけないというふうに考えておりますので、そのことは肝に銘じて協議をしていきたい、このように考え

ております。

◆（山本由美子議員） 先ほどもおっしゃってましたけれども、保育環境と利便性も考えてということも言っておられたかと思しますので、そのあたりも考えながら、公立保育園のあるべき姿というのをまずしっかりとみんなで話し合いながらというか、意見、要望をしっかりと聞いて、そして市のほうも丁寧に説明というか、情報も提供していただきながら、今後も進めていただきますことをお願い申し上げまして、全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。